

2013 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2014年2月

市場第一部・第二部編

ページ	新	旧
63、64	<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第436条の2から第439条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注2）（注3）（注4）（注5）。</p> <p><u>また、「企業行動規範」では、上場会社として望まれる事項の中で、「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」（上場規程第445条の4）と定めています。上場審査では独立役員の構成に関する方針（独立役員の人数、取締役・監査役の別等）を確認し、取締役である独立役員を確保していない場合には、確保の方針及びその取組状況等を確認するとともに、確認した取組状況のコーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載を要請します。特に市場第一部への申請を行う場合や、関係の強い親会社等を有する場合、同族色の強い取締役構成の場合には、その確保に向けた具体的な計画を確認します。また、一部指定審査及び市場変更審査においても、同様の確認に加えて、前回（新規上場時）の審査において取締役である独立役員の確保の方針や取組状況を確認している場合には、その後の進捗状況も確認します。</u></p>	<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第436条の2から第439条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注2）（注3）（注4）（注5）。</p>

以上